

公益財団法人
和歌山市文化スポーツ振興財団 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年2月1日～令和13年1月31日までの5年間

2 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を一人年間10日以上とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 業務の現状を把握し効率化を検討
- 令和8年6月～ 年次有給休暇の取得促進について文書やメールによる周知
- 令和8年6月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標2：法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間を月25時間未満とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 業務の現状を把握し効率化を検討
- 令和8年6月～ 時間外労働時間の削減について文書やメール等による周知

目標3：男性の育児休業取得率を100%とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 育児休暇への理解を促進、育児休暇制度の周知